

※平成30年度より、一部内容が変更となっております。

防災に関する 広報・啓発品	広報・啓発活動に伴う必要物品、自主防災組織活動マニュアル製本費、スクリーン、啓発DVD、書籍、プロジェクター、防災に関するチラシ・ポスター等の作成費
防災に関する 講演会等【*1】	会場使用料、入場料、車両借り上げ料及び交通費（公共交通機関に限る）、講演会等に伴う必要物品（飲食は除く）、講師謝礼（会員への謝礼は除く）、研修会参加費（防災士養成研修等）
本部用	地図、机、テント（名入れ費用含む）、旗
救出活動用	AED（バッテリー等付属品は、本体の新規購入時のみ対象、 <u>単体不可</u> ）、エレベーター用備蓄収納庫、簡易ベッド、救急セット（ <u>中身のみの単体不可</u> ）、救出工具セット、コードリール、三角巾、ジャッキ、スコップ、担架、チェーンソー、チェーンブロック、ツルハシ、鉄線鋏、投光器、のこぎり、はしご、発電機、ハンマー、ボール、ロープ
避難誘導用	安否確認カード・タオル等（自作時の材料含む）、懐中電灯、拡声器、車いす、避難誘導棒、ホイッスル、防災用掲示板、メガホン
情報収集伝達用	簡易無線機【*2】（本体及び新規購入に伴う免許・無線電波利用料等の手数料のみ対象）【別紙1】、乾電池（乾電池を使用する補助対象資機材と同時購入のみ対象、 <u>単体不可</u> ）、災害用自転車（防災倉庫内に限る）、ラジオ（本市防災ラジオは除く）
生活維持活動用	井戸の新規掘削、井戸水質検査（新規掘削時のみ対象）、カイロ、カセットコンロ、紙おむつ、災害用トイレ、炊飯セット、炊飯袋、生理用品、手押し車（一輪車）、手袋、トイレトーパー、保護メガネ、ポリタンク、リヤカー、ろ水機
消火活動用	消火器（自主防災組織としての活用を条件とし、新規購入のみ対象）、消防ホース、バケツ、感震ブレーカー（条件有）【*3】
共通するもの等 その他資機材	折りたたみ椅子、燃料用携行缶、ジャンパー（名入れ費用含む）、ビブス（名入れ費用含む）、ブルーシート、ヘルメット、防災倉庫【*4】、防災倉庫用鍵、防災倉庫用棚、帽子（名入れ費用含む）、毛布、腕章
点検及び修繕	防災資機材に関する点検及び修繕費用

【*1】 補助対象とならない場合があるため、計画書や見積書など必要な書類を御用意いただいた上での、事前相談が条件となります。

【*2】 簡易無線機の継続使用にともなう無線電波利用料等の手数料は対象外となります。

【*3】 感震ブレーカーについては配付ではなく、自主防災組織による設置までが条件となります。

【*4】 防災倉庫は、老朽化に伴う建て替え、新規設置に係わる諸費用を含みます。また機能強化が確認できる資料、仕様書、新旧の写真の提出が必要となります。資料が揃わない場合は対象外となります。

【*5】 法令上手続きが必要な場合については、各自主防災組織において手続きを行ってください。

対象と ならないもの	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水・食料、燃料、自助で備えるべきもの（各家庭用消火器、家具転倒防止器具等） ○自治会館等の防災機能強化のための資機材 ○消防法に定められた設置義務のある消火器 ○物品購入時に発生する手数料（送料・振込手数料・代引き手数料等） ○防犯目的のもの ○リース料（AEDなど） ○地区防災訓練補助金の対象となるもの
---------------	--